平成２４年（フ）第４４９号
愛知県西春日井郡豊山町大字青山1867番地
債務者　河村　輝彦
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９５号
青森市大字羽白字沢田436番地　市営住宅野木和第３団地３―15
債務者　三浦　勝子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７号
青森県弘前市大字大川字平岡77番地１
債務者　今泉勝四郎
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第３１号
青森県弘前市大字広野２丁目20番地２
債務者　工藤　幸子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１７号
山口県防府市大字仁井令854番地の３　山陽コーポラス307
債務者　清水　陽子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１号
山口市江良２丁目11番21号、前住所山口市宮野上2022番地３
債務者　豊田　　勇
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号
山口市小郡上郷2546番地１、住民票上の住所福岡市南区的場１丁目25番８―402号
債務者　石橋　陽子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７号
山口市道祖町２番30号
債務者　天野　良一
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０号
山口県防府市大字高井701番地の４、前住所山口県防府市自由ケ丘２丁目12番８号
債務者　池田　和浩
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１号
山口県防府市大字高井701番地の４、前住所山口県防府市自由ケ丘２丁目12番８号
債務者　池田　典子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３９６号
札幌市南区藤野５条２丁目９番３号
債務者　松橋　好之
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７号
茨城県ひたちなか市大字堀口690番地14　清水アパート201号
債務者　関野　朝香
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第７７号
茨城県水戸市笠原町506番地の９　ＮＡＴＳＵＭＩマンション102号、前住所茨城県笠間市旭町468番地17
債務者　小瀬　直行
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第８１号
茨城県久慈郡大子町大字池田1530番地１
債務者　板倉　裕光
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第８５号
茨城県水戸市河和田町4379番地の95
債務者　大内　和彦
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第８７号
茨城県笠間市大橋1829番地３
債務者　川松　洋一
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第９１号
茨城県鉾田市田崎780番地３
債務者　折原　明子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
水戸地方裁判所